

別表（第4条関係）

第1欄 (事業内容)	第2欄 (補助対象経費)	第3欄 (基準額)	第4欄 (補助率)
(1)送迎用バスの改修支援事業	送迎用バスの改修支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用 ※ 安全装置は、国土交通省定のガイドラインに定める性能基準を満たしている必要がある。 ※ 送迎用バス1台につき装置1台を設置することとし、送迎用バスの数以上の購入をする場合は本事業の対象外とする。	1台あたり175千円	定額
(2)ICTを活用した子どもの見守り支援事業	ICTを活用した子どもの見守り支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	1事業所あたり200千円	4/5
(3)登降園管理システム支援事業	登降園管理システム支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	①端末購入を行わない場合、 1事業所あたり200千円 ②端末購入を行う場合、 1事業所あたり700千円	4/5